○国土交通省告示第百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県佐用郡佐用町下石井

字小谷　四〇三番　四〇五番から四〇七番まで

字小谷口　四〇四番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県佐用郡佐用町下石井

字清水元　四三七番二　一号及び二十五号

字小谷口　三七四番一　二号から四号まで及び二十一号

四三一番一　六号

三七六番　十九号

三七三番一　二十二号及び二十三号

字畑ケ田　四三四番四　五号

字小谷　四〇八番一　七号から十三号まで

三七七番　十八号

字大岩畑ケ上ヌ　三八〇番　十四号及び十五号

三七八番　十六号及び十七号

字大岩畑　三七五番　二十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柏野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県赤穂郡上郡町柏野

字小松原　三三一番七から三三一番二七まで

字クルミ谷　三三五番二　三三五番一二から三三五番一五まで

三三五番一八　一一〇番から一一二番まで

字ヲク　三三六番一から三三六番三まで

字荒神谷　三三六番三九から三三六番四二まで

字田ノ上　三三八番一から三三八番四まで

○国土交通省告示第百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

先大戸川及び先大戸川左支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県庄原市西城町大字栗字沖岩見谷四九四番一地内四等三角点大戸を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二一五度五九分五八秒

標柱一号から三四〇度四〇分五四秒　一号

標柱二号から三〇七度一六分四二秒　二号

八八・一七二メートルの地点

標柱三号から二六九度二三分〇〇秒　三号

九四・八七二メートルの地点

標柱四号から二七度三〇分二三秒　四号

一〇七・五七二メートルの地点

標柱五号から一四二度二一分三四秒　五号

八五・八〇七メートルの地点

標柱六号から一二七度一三分四五秒　六号

一一一・五四三メートルの地点

標柱七号から一五六度五四分三一秒　七号

七一・三八四メートルの地点

○関東地方整備局告示第二十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月二日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　19

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

社団法人山梨県建設技術センター

三　(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	古屋　良夫
変更後	望月　等

(2)　変更年月日

平成二十三年五月二十七日

○関東地方整備局告示第二十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月二日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　9

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人神奈川県建築安全協会

三　(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	永光　宏司

(2)　変更年月日

平成二十三年十二月十二日

○関東地方整備局告示第二十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月二日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人さいたま住宅検査センター

三　(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	工藤　俊夫、栗田　浩一

(2)　変更年月日

平成二十三年十二月十二日